萩市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、及び、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、萩市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　交通会議は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

（１） 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。

（２） 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

（３） 形成計画の達成状況の評価に関すること。

（４） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。

（５） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

（委員）

第３条　交通会議の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者とする。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（交通会議の運営）

1. 交通会議に会長を置き、萩市長又はその指名する者をもって充てる。

２　交通会議に副会長を置き、委員の内から会長が指名する。

３　会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

５　交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

６　交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

７　交通会議は、原則として公開とする。

８　交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、意見・助言等を求めることができる。

９　交通会議の庶務は、萩市商工政策部商工振興課において処理する。

10　地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

|  |
| --- |
| （地域公共交通に係るご相談又は通報窓口）  萩市 商工政策部 商工振興課  　　　　　連絡先：ＴＥＬ ０８３８－２５－３５８３  　　　　　　　　　ＦＡＸ ０８３８－２６－０７１６ |

（協議結果の取扱い）

第５条　交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第６条　交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

２　幹事会は、委員その他交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とする。

３　幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

　（分科会）

第７条　第２条第１号から第3号に掲げる事項について、専門的な調査・検討を行うため、必要に応じ、協議会に分科会を設置することができる。

２　分科会の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

（報償及び費用弁償）

第８条　委員が交通会議に出席したときは、報償及び費用の弁償を受けることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

　　附　則

この要綱は、平成１９年１月２９日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成１９年７月１２日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１１月２２日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

第２条第１号、第２号、第３号に関すること

|  |
| --- |
| 萩市長又はその指名する者 |
| 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者 |
| 社団法人山口県バス協会 |
| 住民又は利用者の代表 |
| 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 |
| 道路管理者、港湾管理者、山口県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 |
| 鉄道事業者代表又はその指名する者 |
| 一般旅客定期航路事業者代表又はその指名する者 |

第２条第４号、第５号に関すること

|  |
| --- |
| 萩市長又はその指名する者 |
| 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者 |
| 社団法人山口県バス協会 |
| 住民又は利用者の代表 |
| 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 |
| 道路管理者、山口県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 |